

# 「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例 (仮称)」 骨子 (案)

(※括弧内の記述は、各項目の説明です。)

## 1 前文

○条例制定の背景、条例の目指すべき方向等について示すものです。

長野県は、雄大な山々に囲まれ、古くより東西を結ぶ交通の要衝として宿場や城下を中心に発展し、それぞれの地域では、豊かな自然や歴史ある風土を生かして、先人たちのたゆまぬ努力と研さんによって、美しい伝統的工芸品が生産されてきた。

匠の技と心が息づく伝統的工芸品は、地域の資源と先人たちから受け継がれた知恵や技術の積み重ねであり、伝統的な美しさや潤いととも、日常生活品として優れた実用性を兼ね備え、今もなお各地の生活にぬくもりを与え、文化に彩りを与えている。

しかしながら、近年、生活様式の変化や大量生産品の普及により、伝統的工芸品の需要は減少し、担い手の確保や後継者の育成が困難となり、産業としての存続が危ぶまれかねない状況となっている。

このため、世代を超えて人々の暮らしの中で輝き続けて欲しいという職人たちと県民の希望が込められた伝統的工芸品を未来へつなぐ環境をつくることが求められている。

このような認識に基づき、県民の暮らしに豊かさをもたらすとともに、県内経済の発展に大きく寄与している伝統的工芸品産業の振興に向け、県、市町村、事業者、県民が一体となり取り組むため、この条例を制定する。

## 2 目的

〔○条例制定の目的について規定するものです。〕

---

伝統的工芸品産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者（伝統的工芸品産業に関わる者をいう。）及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、伝統的工芸品産業の振興のための施策の総合的な推進を図る。

## 3 定義

〔○この条例における「伝統的工芸品」の定義について規定するものです。〕

---

「伝統的工芸品」とは、伝統的な技術等を用いて県内で製造される工芸品であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定により経済産業大臣が指定した工芸品

イ この条例の規定により知事が指定した工芸品

## 4 基本理念

〔○条例の目的を達成するための基本理念を規定するものです。〕

---

- (1) 伝統的工芸品の価値・魅力を周知することにより、需要を拡大する。
- (2) 伝統的な技術を保存・継承するとともに、伝統的工芸品産業の次代を担う人材を育成する。
- (3) 伝統的な技術の新分野への活用や既存分野での応用等により、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進する。
- (4) 県、市町村、事業者、関係団体の連携を図る。

## 5 責務・役割

○条例の目的を達成するための、県の責務や県民・事業者の役割を規定するとともに、伝統的工芸品振興に関する市町村との連携や施策への協力について規定するものです。

### (1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する。

### (2) 市町村との連携等

県は、市町村と連携するとともに、市町村が実施する施策に協力する。

### (3) 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、伝統的工芸品の価値・魅力の積極的な発信や次代を担う人材の確保・育成に努めるとともに、受け継がれてきた匠の技と心を生かし新たなものづくりに取り組むよう努める。

### (4) 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、伝統的工芸品について理解を深めるとともに、積極的な使用、その価値や魅力の発信に努める。

## 6 基本的施策

### (1) 伝統的工芸品の指定

○個別の施策に先立ち、知事による伝統的工芸品の指定について規定するものです。

ア 知事は、次の各号の要件のいずれにも該当する工芸品を、別に定めるところにより、長野県知事指定伝統的工芸品として指定する。

(ア) 主として日常の生活の用に供されるものであること。

(イ) その製造工程の主要部分が手工業的であること。

(ウ) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

(エ) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること。

- イ 知事は、指定を行うときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会（仮称）（以下、「審議会」）の意見を聴くものとする。
- ウ 指定を受けた者は、長野県知事指定伝統的工芸品であることを表示することができる。
- エ 知事は、長野県知事指定伝統的工芸品としての指定を継続することが適当でないと認められるときは、審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

## (2) 伝統的工芸品の価値・魅力の周知

○伝統的工芸品産業の振興に向けて、価値・魅力の周知による需要の拡大を図るための支援について規定するものです。

県は、伝統的工芸品の価値・魅力を周知することにより需要の拡大を図るため、関係団体と連携し、広報の積極的な実施、販路の開拓、県民等への学習機会の提供その他必要な施策を講ずる。

## (3) 人材確保・育成等に対する支援

○伝統的工芸品産業の振興に向けて、人材確保・育成等の支援について規定するものです。

県は、伝統的な技術等を保存・継承するため、人材の確保、育成及び資質の向上に対する支援その他必要な施策を講ずる。

## (4) 新たなものづくりの推進

○伝統的工芸品産業の振興に向けて、新たなものづくりを推進するための支援について規定するものです。

県は、伝統的な技術の新分野への活用や既存分野での応用等により、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するため、関係団体等と連携した新商品開発に係る支援その他必要な施策を講ずる。

## (5) 伝統的工芸品の使用・活用の促進

○伝統的工芸品の普及促進に向けて、県による使用・活用及び市町村や県民等への情報提供について規定するものです。

県は、伝統的工芸品の使用・活用の促進を図るため、その使用・活用に努めるとともに、市町村や県民等に情報提供を行う。

## 7 審議会

○伝統的工芸品産業の振興に関して、審議を行う審議会について規定するものです。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県伝統的工芸品産業振興審議会（仮称）を設置する。
- (2) 審議会は、委員 15 名以内で組織する。
- (3) 委員は、伝統的工芸品産業の振興に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- (4) 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 8 その他

### (1) 財政上の措置

○条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を規定するものです。

県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

### (2) 実施状況の公表

○条例に基づく施策の実施状況について議会への報告等を知事に求めるものです。

知事は、毎年、伝統的工芸品産業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表する。